

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第6回定例総会会議録

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第6回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年6月12日（木） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員	2. 高橋 雅浩 委員	3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員	5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員	8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕委員	11. 皆川 利一委員	

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員	尾形 真宏 委員	飯田 展久 委員
鈴木 久夫 委員	渋谷 庄司 委員	

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長	市村 昌子
主 査	浅海 一洋
主任主事	鈴木 庸平

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	4件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	11件
報告第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
7番、石井正美委員、
8番、奥山喜和子委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 1 班です。
川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

時田 議長 3 番、川村誠司班長

川村 班長 1 班の現地調査の報告をいたします。

6 月 2 日午後 2 時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員 4 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第 5 条に規定による許可申請について 4 件です。

1 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で 1 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を議題といたしますが、審議番号 1 から審議番号 4 までを内容により一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 1 から審議番号 4 までを一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号 1 が、畑 2 筆、合計面積 5 4 1 平方メートルの所有権移転で、審議番号 2 は、畑 2 筆、合計面積 2, 3 1 3 平方メートルの所有権移転で、審議番号 3 は、畑 2 筆、合計面積 2, 2 4 7 平方メートルの所有権移転で、審議番号 4 は、畑 1 筆、面積 1, 9 6 1 平方メートルの賃借権で、合計で、畑 7 筆、面積 7, 0 6 2 平方メートルによる病院用地です。

申請理由は、譲受人は医療法人を営んでおり、本市の高齢化を鑑み、慢性期医療を中心とした病院を計画するもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に集水桝を設置し、農地との境界に２～３段積みブロック及びフェンスを設置することにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、本計画の面積要件に適しており、周辺環境及び立地等も良好であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金及び借入金で賄い、自己資金は金融機関の残高証明書、借入金は金融機関の融資証明書及び福祉医療機構の受付済み借入申込書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われま

す。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

高橋 委員

議長

時田 議長

２番、高橋雅浩委員

高橋 委員

議案第１号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号１から審議番号４までを一括して報告いたします。

６月２日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号１が、畑２筆、合計面積５４１平方メートルで、審議番号２は、畑２筆、合計面積２，３１３平方メートルで、審議番号３は、畑２筆、合計面積２，２４７平方メートルで、審議番号４は、畑１筆、面積１，９６１平方メートルの合計、畑７筆、面積７，０６２平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、出入口２か所を出入口専用に分けてはどうかとの確認をしたところ、前面道路の交通状況から見て、分けなくても問題はないとのことでした。次に、隣接農地を工事の資材及び残土等の仮置き場にしないこと、前面道路は幹線道路への抜け道にもなっており、交通量が多いことから、工事期間中は基より、施工後においても十分注意すること、また、隣接道路に路上駐車等をしないこと、最後に、許可後は速やかに着工し、着工３か月後及び１年後には進捗状況報告書を提出し、完了後には工

事完了報告書を提出するとともに転用事実確認証明願を提出し、地目変更すること、事業計画等の変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1から審議番号4までについて、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1から審議番号4までは可決されました。

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第3号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

それでは、議案書の4ページから6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について11件の合計15件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書7ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 正美